

業務継続計画

- ・自然災害（地震・風水害）
- ・感染症



はじめに

近年、地震や台風などの自然災害において甚大な被害が発生しています。

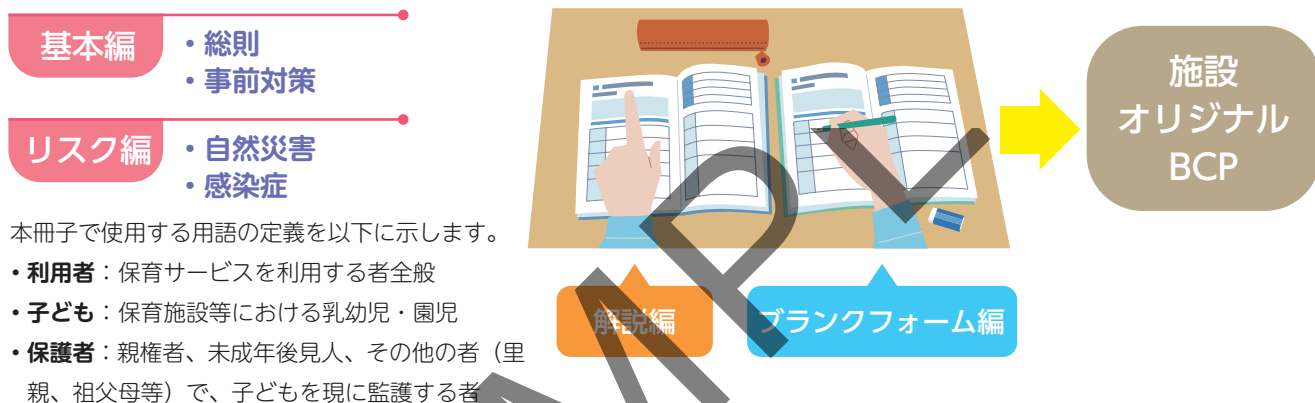
このような自然災害発生時、小さな子どもを預かる施設として、多くの不安を抱いているかと存じます。安全・安心な保育サービスを提供し、業務を継続するには、地震や風水害などの自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症対策が必要です。

本冊子は、2023年4月より努力義務となった児童福祉施設における業務継続計画（BCP）の策定をご支援するために作成いたしました。本冊子を参考にしながら実効性のある計画を整備していただければ幸いです。

2024年6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

本冊子の構成・使い方

本冊子は、基本編とリスク編から構成されている解説編です。解説編を参照しながら、自施設の実態を考慮し、blankフォーム編に記入していくことで、施設オリジナルのBCPが作成できます。



BCP・BCMとは

事業継続計画（Business Continuity Plan）とは災害や感染症の流行など事業継続に支障をきたす状況にあっても、被害を最小限に抑え、できるだけ早く事業を再開させるための計画のことを言います。既存の防災計画とは『目的』や『想定する期間の長さ』が違います（図1参照）。また計画のみでは実行性が低いいため、訓練や物品等の管理、計画の評価、見直し等も含めてマネジメントする事業継続マネジメント（Business Continuity Management）の視点も必要です。

目的



想定する期間

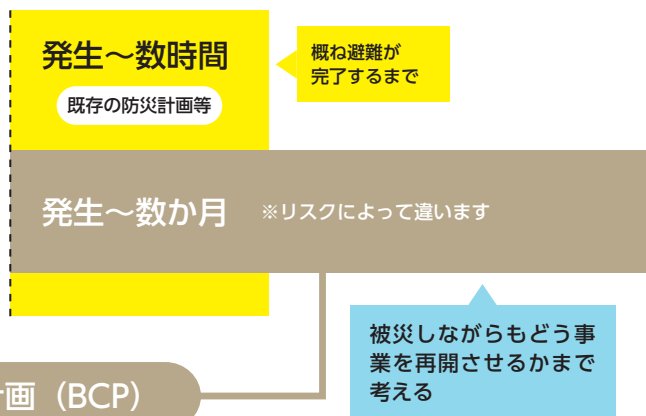


図1 既存の防災計画等とBCPの違い（イメージ）

contents

1 基本編

I. 総則

- 1. BCP の必要性と心構え 04
- 2. 策定と運用の流れ 05
- 3. 目的と目標 06
- 4. 位置づけ（自然災害と感染症） 06
- 5. 主管部門と推進体制 07

II. 事前対策（平時の対応）

- 1. 優先業務 08
- 2. 事業の優先 09
- 3. 業務縮小 10
- 4. 労務管理・人員確保 11
- 5. 連携 12
- 6. 管理と運用 13
- 7. 非常時の組織体制 14
- 8. 休止基準 15

2 リスク編

I. 自然災害

■ 地震・風水害共通項目

- 1. ライフライン停止等の対応 16
- 2. 物資管理 17
- 3. 保護者への周知 18
- 4. 職員への周知 19
- 5. 安否確認 20
- 6. ケガ人対応 20
- 7. 被害状況の確認 21
- 8. 情報収集 22
- 9. 報告 22
- 10. 帰宅困難対応 23

■ 地震

- 1. 地震による避難に関すること 24
- 2. 被害想定 25
- 3. 補償 25
- 4. 建物設備の安全対策 26
- 5. BCP 発動基準 27
- 6. 特定地域の情報発表時の対応 28
- 7. 地震発生時の流れ 29

■ 風水害

- 1. 風水害による避難に関すること 30
- 2. 被害想定 31
- 3. 補償 31
- 4. 建物設備の安全対策 32
- 5. BCP 発動基準 33

II. 感染症

- 1. 感染症対策の基本 36
- 2. 施設内外の衛生管理 38
- 3. 保護者への周知 41
- 4. 職員への周知 41
- 5. 被害想定 42
- 6. 補償 42
- 7. ステージごとの対応 43
- 8. BCP 発動基準 43
- 9. 感染症流行初期からの対応 44
- 10. 感染症や疑い者発生時の対応 46
- 11. 感染症発生時の対応 48

3 運用・検証

..... 51

1. BCPの必要性和心構え

基本編では全てのリスクに共通する項目を説明します。各リスク編に入る前に必ず目を通してください。

BCP・BCMの必要性

BCP策定やその後の運用まで考えるBCM（Business Continuity Management）に取り組む必要性として下記の3項目が挙げられます。

◆自然災害の増加、パンデミックの発生に備える

2011年3月に発生した東日本大震災以降、2016年4月熊本地震、2018年9月北海道胆振東部地震、2024年能登半島地震と大きな地震が全国各地で発生しています。また、2015年関東・東北豪雨や2018年西日本豪雨、2019年東日本台風、2020年7月豪雨など、広範囲で甚大な被害を伴う風水害の発生も増加しています。加えて、2019年に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は全世界に蔓延し多くの死者と社会混乱を招きました。社会全体に自然災害と感染症への対策が強く求められています。

◆経営リスクに備える

自然災害やパンデミックなど経営を脅かすリスクへの対応を怠ることは、事業縮小や廃業などにつながります。地域の福祉資源がなくなってしまうことや職員の失業など、福祉施設の事業休止による社会的な影響は非常に大きく、避けなければなりません。

◆訴訟のリスクに備える

災害等が発生し大きな被害が発生すると、法人や施設の備えや取り組みが適切だったかが問われ、不十分な場合は重い責任が課せられます。非常時の子どもたちや職員を守る取り組みを含むBCPの策定は訴訟を回避するために役立ちます。

心構え3か条

以下の心構え3か条を意識して取り組むことで、BCPの実行性や効率を高めたBCPを作成することができます。

(1) 完璧なものを目指さない

非常時には想定外のことが起こります。完璧なBCPはありません。「想定した状況にある程度対応できる」ことを目標にするとよいでしょう。まずは6割程度のものを作成し、できるだけ早く訓練（机上訓練含む）で試すことを繰り返し、見直しながら精度を高めることを意識してください。

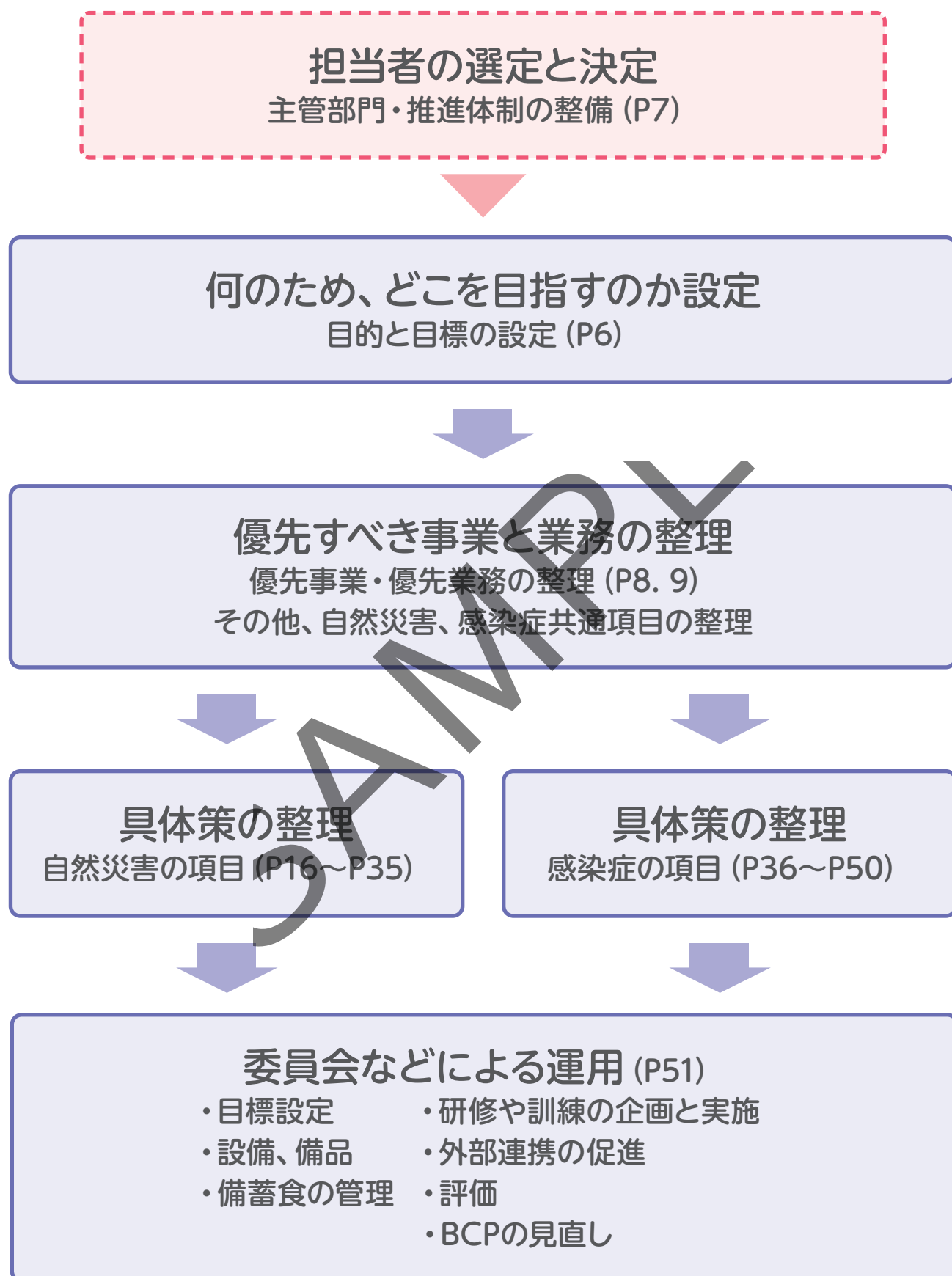
(2) 一人で作らない

施設の規模に関係なく、担当者一人が策定することは避けてください。一人で策定すると、想定する状況や対応が狭くなりがちです。さらに、策定した担当者が離職したり災害時に被災してしまうこともあります。最低二人以上で策定しましょう。

(3) 外部の支援を考える

小規模法人や小規模施設は、自前の経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報等）が少なく事業継続が難しいと思われがちですが、少ない資源で事業再開が可能であったり、大規模な施設と違って間借りできる可能性が高いなど、利点もあります。ポイントは外部の支援です。自施設で完結させず、外部の支援を取り入れたBCPを策定しましょう。

2. 策定と運用の流れ



3. 目的と目標



目的とは、実現しようとして目指す事柄です。何を実現するために BCP の策定や運用を実施するのかを記載します。

目標とは、そこまで行く、成し遂げようとして設けた目当て（目印）です。

「目的」は職員の動機付けにもつながり「目標」は具体的な行動を促すことにつながります。複数の職員で検討し、専門用語を使わず、わかりやすい文言を使うことが重要です。また、決定したものは全職員で共有しましょう。

【記載例】

目的	災害時や感染症流行時も子どもたちへ安心安全な保育を提供し続ける
目標	①子どもの安全確保・保護者の安全確保 ②子どもの保育・養護を実施する職員の安全確保 ③施設の機能維持 ④早期復旧・再開

4. 位置づけ（自然災害と感染症）

自然災害では、既存の防災として消防計画、非常災害対策計画、浸水想定区域に施設が立地していれば避難確保計画などの策定が必要です。BCP はそれらに加えて、被災しながらどのように事業継続を実施するかまで計画していきます（図 2 参照）。

感染症では、平時は通常の感染対策を実施し、コロナウイルス感染症のようなパンデミックが発生した場合に BCP で対応するというように 2 段階でイメージしてください。パンデミックの場合は、終息までに時間がかかり感染症の分類が変わることもあり変化に合わせていくこともポイントになります（図 3 参照）。

BCP（既存の防災計画の範囲に加えて事業継続まで計画する）

消防計画、非常災害対策計画、避難確保計画

防災体制、避難誘導、情報収集、伝達、防災教育
及び訓練など

体制構築、職員の人員確保、リスクの事前把握、ライフラインの対応、備品の確保、リスク別のタイミングなど

発災後の時間経過

図 2 自然災害における BCP（イメージ）

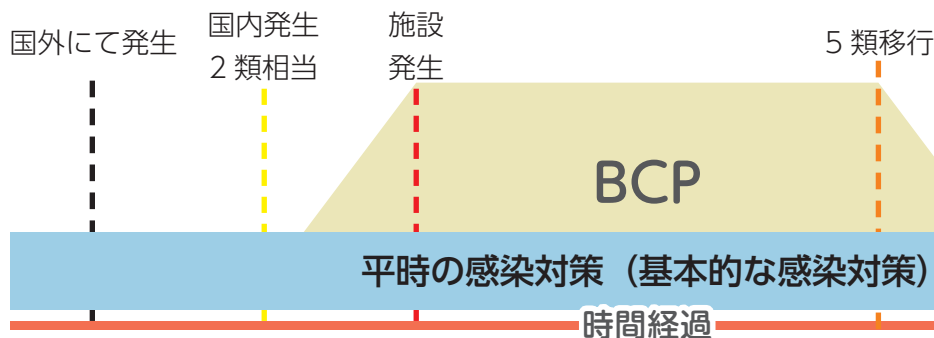


図 3 感染症における BCP（イメージ）

5. 主管部門と推進体制



施設の運営状況に応じて、体制を整理してください。

- 複数の拠点で複数施設を実施している場合、ひとつの拠点で複数事業を運営している場合 →①と②を整理
- 法人内でひとつの保育施設のみを運営している場合 →②のみ整理

①法人全体の体制（自然災害・感染症共通）

施設の立地によってリスクが異なるため、法人全体で資源を共有し、連携しながら策定します。法人全体の体制について、下記記載例を参考に記載してください。

【社会福祉法人〇〇の BCP 策定委員会 記載例】

委員会の開催のタイミングと役割

開催のタイミング：年 4 回（4 月・7 月・10 月・1 月） ※法人会議内の 30 分

委員会の役割

- ・BCP 策定支援：各施設で決定できないことの検討と決定（予算や施設間連携、他法人連携など）
- ・各施設の取り組みの確認（方針とずれていないか、進捗状況の確認）

主な役割	部署・役職
全体の方針や計画の最終決定	理事長、副理事長
財務や労務関係	事務長、経理部長
看護全般	〇〇児童養護施設 看護主任
食事全般	管理栄養士、栄養士
〇〇児童養護施設	施設長、副施設長、BCP 担当者
〇〇保育園	園長、副園長、BCP 担当者
〇〇放課後等デイサービス	所長、副所長、BCP 担当者
...	...

②施設の体制

施設の規模によって体制は変わります。規模が大きく多職種が配置されている場合は下記のような配置ができますが、小さい場合は規模に合わせて縮小してください。

【〇〇保育園の BCP 策定委員会 記載例】

委員会の開催のタイミングと役割

開催のタイミング：策定中＝毎月第金曜日〇時～〇時（最大 2 時間）

策定後の運用時期＝3 カ月に 1 回（感染症対策委員会等と同じ時期に開催）

委員会の役割：BCP の策定：進捗共有、策定や見直しに関する相談等

BCP の運用：訓練や研修の企画と実施後の振り返りの共有

主な役割	部署・役職
全体の方針や計画の最終決定、労務や財務関係	園長、副園長
保育業務と上記補佐	主任保育士
調理全般	栄養士、調理職員
看護全般	看護師、准看護師
設備、備品、物品管理等	用務・庶務担当、保育士

1. 優先業務



保育所における優先業務は、利用者に優先順位をつけることです。

利用者に優先順位をつけることには抵抗があるかもしれませんが、災害時やパンデミックでは職員や物資が不足したり、場合によっては拠点も一部使えないなどの制約があり全ての利用者に対応するのは難しいため、優先順位をつけ、少しずつ受け入れを実施するのもやむを得ないと考えられます。

優先順位の付け方は個々の施設判断によりますが、基本的な考え方として、子どもだけで判断するのではなく利用者の状況（世帯人数や収入、その他）まで含めて判断する必要があります。サービス停止により影響が大きい利用者から受け入れを再開する目標を立てます。同時に、「1日〇〇人の受け入れ」というように利用者人数（収益面）でも目標を立てることが特に小規模施設では重要です。

実際の災害時は……

施設被災の程度や道路の状況、ライフラインの復旧状況や職員の出勤率によって、受け入れ体制は変わります。利用者の優先はあくまで目安や目標であり、状況により変わることや柔軟に対応することになることを覚えておきましょう（P9 参照）。

【施設再開の具体的な数値目標 記載例】

災害発生やクラスター発生後概ね1週間内に停止の影響が大きい利用者を優先をしながら1日〇人の受け入れ（売上の〇割）を実施する

復旧の目標時期とレベル

【施設再開の具体的な数値目標 記載例】

順位	利用者	目標復旧時期	レベル
1	シングルペアレント ネグレクト含む虐待ケース	1週間後	週3日 状況により時間短縮 備蓄食か食事持参
2	共働きで両親以外の大人の同居がない世帯。 乳幼児が多い世帯	10日後	週3日 状況により時間短縮 備蓄食か食事持参
3	両親以外の大人の同居はあるが高齢等で保育が 難しい世帯や乳幼児が多い世帯	2週間後	週3日 状況により時間短縮 備蓄食か食事持参
4	上記以外	3週間後	週5日 状況により時間短縮



実践力アップのポイント

施設が使用できる場合、災害時の地域ニーズの対応として、地域の救援活動を行うことが求められます。福祉避難所の指定を受けている場合や協定を締結している場合に対応します。該当する施設は、福祉避難所マニュアルを準備しましょう。

2. 事業の優先

単独の施設を運営している法人は、
本項目については策定不要



Blankフォーム
→P06

災害等が発生すると、あらゆる経営資源（ヒト、モノ、ライフライン、その他）が減少するため、全ての事業を平時のように継続することはできません。そのため、複数の施設を運営している法人は運営している**事業に優先順位をつけ、再開します**。具体的にその事業を停止した場合の影響（子どもの体調や発育、保護者の就労への影響および事業運営における収益等）を評価し、その影響ができるだけ軽微になるように、いつまでに（目標復旧時期）どの程度（目標復旧レベル）再開させるかを決めます。これは医療トリアージに近い考え方です。

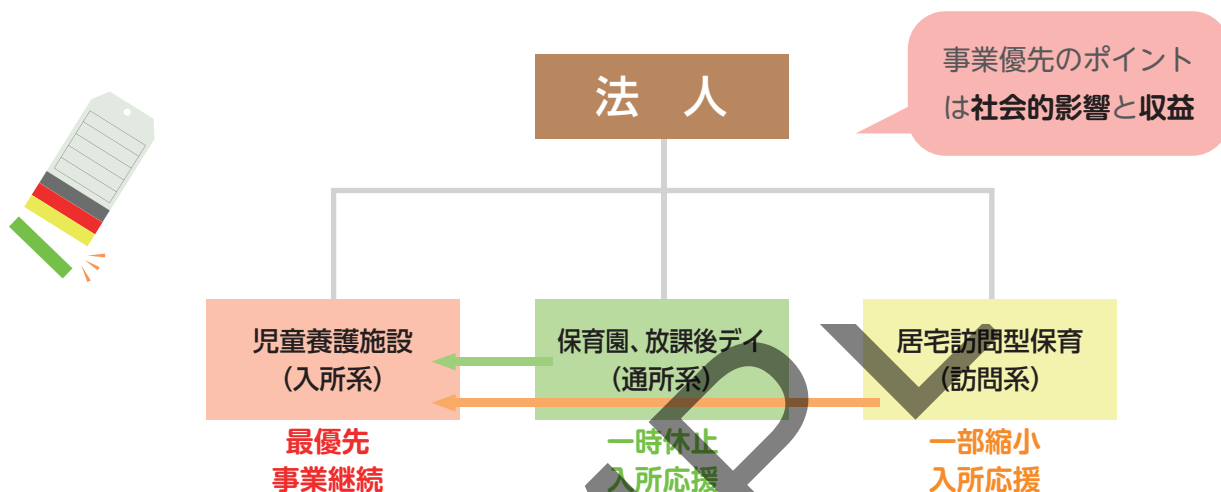


図4 優先事業イメージ

通所系施設（保育所や放課後等デイサービス等）の考え方

入所施設は事業を休止すると影響が非常に大きいため、入所系事業を最優先します。ただし、通所系事業も長期間事業を休止することで、子どもの心身の発達への影響、虐待等の増加、職員（特に非常勤）の収入減少等、大きな影響が発生します。通所系施設も完全に事業を止めずに、受け入れ人数を縮小して再開するなど、早期の完全復旧を目指していきます。

法人全体：各事業の目標復旧時期とレベル

【記載例】

事業	月売上	利用者数	職員数	休止の影響	目標復旧時期	目標復旧レベル
児童養護施設	〇〇〇	30人	15人	大	即時再開	命に関わる業務を優先
児童発達支援センター	〇〇〇	15人	10人	中	1週間	停止の影響が大きい子どもを優先して受け入れ。曜日や時間を短縮して事業継続
保育所	〇〇〇	25人/日	20人	中	1週間	
放課後等デイサービス	〇〇〇	20人/日	6人	中	1週間	

3. 業務縮小

優先業務で整理したように、非常時は経営資源が少なくなるため業務に優先をつける必要がありますが、実際の災害時には施設や設備の被災状況、ライフラインの復旧状況、職員の出勤率などによって業務縮小や再開の程度は変わります。

自然災害時の業務縮小のイメージを紹介します。

		移転先 害なしの移転先	なし	拠点がないため、再開は困難 中長期の休止		受け入れ 可能人数
				職員欠勤率	高 低	
施設被害	大	あり	なし	職員欠勤率	高	少ない
					低	
	中	あり	なし	職員欠勤率	高	(より優先を意識)
					低	
		なし	なし	職員欠勤率	高	
					低	
	小	あり	なし	職員欠勤率	高	多い
					低	
		なし	なし	職員欠勤率	高	
					低	

大：施設の大半が使用不可 中：施設の一部が使用可 小：施設の大半が使用可

4. 労務管理・人員確保



施設は職員が安全に働けるように配慮する義務（安全配慮義務）を負っています。災害時や感染症発生時も同様です。そのため、平時から非常時に備え、また発生時も初動と継続～復旧期に分けて安全への配慮（表の赤字の部分）と職員の手当や給与支払い、加えて負担を軽減するための業務縮小と外部の人員確保まで幅広く対応する必要があります。

リスク		被災や感染のリスクを低減させる取り組み		離職防止と職員確保の取り組み
		事前対策・備え	初動対応	継続～復旧期
自然災害	地震災害	①施設内の建物設備の安全対策 ②防災の周知 ③職員自宅での災害への備えの促し	①安否確認 ②参集基準 ③事業休止判断	①業務縮小による負担軽減 ②職員の体調管理 ③危険手当等 ④休止時の給与支払い（雇用調整助成金など） ⑤特別休暇 ⑥外部からの人員確保
	風水害	上記①～③に加え ④リスクが高まった時の事業休止判断		
感染症 パンデミック		①感染予防に関する基礎知識の周知 ②備品や用具の整備 ③利用者・職員の体調管理 ④リスクが高まった時の事業休止判断 ⑤職員自宅での感染対策への促し	①感染防止（防護や隔離） ②事業休止判断	①業務縮小による負担軽減 ②職員の体調管理 ③危険手当等 ④休止時の給与支払い（雇用調整助成金など） ⑤特別休暇 ⑥外部からの人員確保

【処遇や人員確保について 記載例】

特に報酬については災害等発生前に整理し、事前に職員に周知することが職員の安心感につながります。

	項目	内容
処遇について	危険手当	災害時の緊急参集：〇〇〇〇円
	事業休止時の給与補償について	災害や感染症流行により事業を一時休止した場合、雇用調整助成金を活用
	非常時の特別休暇	自然災害や感染症により出勤ができない場合で法人の規定に該当する場合は特別休暇として対応
人員確保	外部からの人的支援の検討	人手不足の場合は下記から人員を確保 ①法人の他部署 ②退職した職員 ③ボランティア ④〇〇〇の学生 ⑤〇〇〇保育園 ⑥〇〇〇地区保育連絡会

〈参考〉「児童福祉施設における業務継続ガイドライン（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）」との相対表

		保育版 BCP 作成キット（本冊子）	児童福祉施設における業務継続ガイドライン
1 基本編	I 総論	1.BCP の必要性和心構え	
		2. 策定と運用の流れ	4.1.1 BCP と BCP の検証の継続
		3. 目的と目標	1.2.1 目的 1.3 BCP の目標
		4. 位置づけ（自然災害と感染症）	1.2.2 BCP の位置づけ 1.4.1 感染症 1.4.2 自然災害（地震） 1.4.3 自然災害（風水害）
		5. 主管部門と推進体制	2.1.2 防災組織の体制構築
	II 事前対策	1. 優先業務	2.2.1 非常時に優先的に実施する業務の整理 2.3.1 非常時に優先的に実施する業務の整理 3.2.1 発災から時間経過別の対応 3.2.2 災害時の地域ニーズの対応 3.3.2 発災から時間経過別の対応
		2. 事業の優先	1.5.1 児童福祉施設等全般の役割 1.5.2 施設ごとの役割
		3. 業務縮小	
		4. 労務管理・人員確保	2.1.3 職員の人員確保 3.1.7 不足する職員の支援対策の実施 3.1.8 人的応援と受け入れ
		5. 連携	2.1.1 地域との連携 2.1.4 情報収集・情報連携・関係各所との連携
		6. 管理と運用	2.2.2 備品の確保 2.3.5 非常用持ち出し品・重要書類の確認
		7. 非常時の組織体制	2.1.2 防災組織の体制構築
		8. 休止基準	

			保育版 BCP 作成キット（本冊子）	児童福祉施設における業務継続ガイドライン
2 リスク編	I 自然災害	■ 地震・風水害共通項目	1. ライフライン停止等の対応	2.3.3 ライフラインの対応策の検討
			2. 物資管理	2.3.4 備蓄品の確保
			3. 保護者への周知	2.1.5 入退館管理
			4. 職員への周知	
			5. 安否確認	2.1.3 職員の人員確保
			6. ケガ人対応	
			7. 被害状況の確認	
			8. 情報収集	2.1.4 情報収集・情報連携・関係各所との連携
			9. 報告	2.1.4 情報収集・情報連携・関係各所との連携
			10. 帰宅困難対応	
		■ 地震	1. 地震による避難に関すること	2.3.2 リスクの事前把握 2.3.5 非常用持ち出し品・重要書類の確認
			2. 被害想定	1.1.2 自然災害（地震）
			3. 補償	
			4. 建物設備の安全対策	
			5. BCP 発動基準	
			6. 特定地域の情報発信時の対応	
			7. 地震発生時の対応	3.2.1 発災から時間経過別の対応
		■ 風水害	1. 風水害による避難に関すること	2.3.5 非常用持ち出し品・重要書類の確認 3.3.2 発災から時間経過別の対応
			2. 被害想定	1.1.3 自然災害（風水害）
			3. 補償	
			4. 建物設備の安全対策	3.3.1 事前の対策
			5. BCP 発動基準	3.3.2 発災から時間経過別の対応

		保育版 BCP 作成キット（本冊子）	児童福祉施設における業務継続ガイドライン
2 リスク編	II 感染症	1. 感染症対策の基本	
		2. 施設内外の衛生管理	
		3. 保護者への周知	
		4. 職員への周知	
		5. 被害想定	1.1.1 感染症
		6. 補償	
		7. ステージごとの対応	3.1.1 事前の対策 3.1.5 感染の可能性が高い者、感染者等発生ステージ別の対応のまとめ 3.1.6 通常業務の再開
		8. BCP 発動基準	3.1.1 事前の対策
		9. 感染症流行初期からの対応	2.2.4 職員の体調管理 2.2.5 施設を利用する子どもや入館者の体調管理・入退館管理 3.1.1 事前の対策
		10. 感染症や疑い者発生時の対応	2.2.3 感染が疑われる症状がある者・感染者等発生時のためのゾーニングの検討 3.1.1 事前の対策 3.1.2 感染が疑われる症状がある者の発生時の対応 3.1.3 感染の可能性が高い者の発生時の対応
		11. 感染症発生時の対応	3.1.4 感染者発生時の対応 3.1.5 感染の可能性が高い者、感染者等発生ステージ別の対応のまとめ
3 運用・検証		運用・検証	4.1.1 BCP と BCP の検証の継続 4.1.2 教育・訓練の実施 4.1.3 BCP の見直し・改善

SAMPLE

2024 年 6 月 初版第 1 刷発行

保育版 BCP 作成キット 業務継続計画（解説編）

発行者：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

著 者：株式会社 CoAct  CoAct

本書を無断で模写することは法律で認められている場合を除き、
著作権及び発行者の権利の侵害になります。

MS&AD

あいおいニッセイ同和損保